

経済新人会規約

【前文】

経済新人会は、経済事象に関する研究や議論、また人的交流を通して論理的思考の獲得を目指し、社会に有為な人材を育成する事を目的とする。

経済新人会は、その目的達成のために、会員個々の論理的思考獲得のための有益な場を提供し、会の継続的発展に寄与すべく努力する。

【第一章 総則】

第一条 本会は、慶應義塾大学経済新人会と称する。

第二条 本会は、東京都港区三田 2-15-45 慶應義塾大学に本部を置く。

【第二章 会員】

第三条 本会会員は、慶應義塾大学学部生であり、尚且つ年度毎に本部が定める会費を納めねばならない。

第四条 本会会員は、原則として各研究部の内一つに属する。

【第三章 特別役員】

第五条 本会に次の特別役員を置く。

1.名誉会長（若干名） 2.会長（1名） 3.副会長（若干名） 4.顧問（若干名）

第六条 会長は本会の事務を総括し、副会長、顧問は会長と共に諸般の諮問に応ずる。

第七条 名誉会長は塾員を、会長、副会長は塾教職員を、顧問は本会の趣旨に賛同する者を本部・監査会が推薦し総会が承認する。

【第四章 危機管理体制】

第八条 本会会員は緊急時(災害、伝染病など)において各研究部代表、日吉代表に連絡する事を義務とする。

第九条 日吉代表はその旨を代表に連絡し、代表は学事、教員に必ず報告する。

【第五章 総会】

第十条 総会は、経済新人会の最高意思決定機関であり、唯一の立法機関である。

第十一条 総会は、毎年六月、十二月に召集することを常例とし、これに加え必要に応じて適宜臨時総会を行うものとする。

第十二条 総会の運営に関する細則は、別してこれを定める。

【第六章 規約・細則】

第十三条 規約は、経済新人会の最高法規であり、その条規に反する細則及び活動の全部又は一部はその効力を

有しない。

第十四条 細則は、規約を補佐する目的で適宜別して定める。

第十五条 経済新人会会員は、この規約・細則を遵守することを義務とする。

第十六条

1. 当規約改正案は、総会の2週間前までに経済新人会会員の10分の1以上の賛同を以って監査会に提出される。
2. 当規約改正案は、本部・監査会の過半数の賛同を以って総会に提出される。その際に、代表は改正案を会員に対し公示する。
3. 但し、総会の前日までに会員の5分の1の要求がある場合、過半数の賛同を得られなくても総会に付さなければならない。
4. 当規約改正案は、総会出席者の3分の2の賛同を以って改正される。

第十七条 細則は、本部・監査会の過半数の賛同を以って制定・改正される。

【第七章 機構】

第十八条 経済新人会に以下の組織を置く。

- 1.研究部 2.本部 3.監査会

【第八章 研究部】

第十九条 規約前文の理念に基づく機関として研究部を設置し、通常の経済新人会の活動は各研究部が取り仕切るものとする。

第二十条 現在認可されている研究部は、金融研究部・財政研究部・時事経済研究部・貿易研究部・マーケティング研究部である。

第二十一条 経済新人会会員の研究部への入部及び在部は当該研究部代表が判断する。

第二十二条 経済新人会会員の研究部間の移動はこれを保障する。ただし、当該研究部代表間の相互の了解を必要とする。

第二十三条 本会は前文にかなない適当と認められる限りにおいて、新研究部を設けることが出来る。

第二十四条 新研究部は本部・監査会の過半数の賛同を以って総会に提出され、総会出席者の過半数の賛同を以って承認される。

【第九章 本部・監査会】

第二十五条 本部は規約前文に基づき年度毎に必要とされる行事を企画し遂行する。ただし、監査会の審査、助言に基づかなければならない。

第二十六条 監査会は規約前文に基づき本部の活動を規約とこれまでの運営経験に照らして監督審査し、適切な助言を行うことを責務とする。また監査会は三田会を企画・主催する義務を負う。三田会に関する細則は、別してこれを定める。

第二十七条 本部役員及び監査会役員は、全員総会によって承認を受ける必要がある。選挙に関する細則は、別してこれを定める。

第二十八条 本部は以下の役員で構成される。

1.日吉代表 2.日吉副代表 3.本部会計 4.研究部代表 5.代表 (第三十条にて定める)

1. 日吉代表

- ① 日吉代表は、規約前文に基づいた対内・対外業務を総括し、代表と協力してそれを執行する。
- ② 日吉代表は、本部会を主催する義務を負う。

2. 日吉副代表

- ① 日吉副代表は、日吉代表を補佐する。
- ② 日吉副代表は、日吉代表が何らかの理由で職務を全う出来ない場合には、代表の職務を代行する。

3. 本部会計

- ① 本部会計は、経済新人会全体で扱う資金の管理を職務とする。
- ② 本部会計は、会計監査の指導の下、年度毎の運営予算を策定し決算を行うとともに、それを本部に提出し、総会で報告する。

4. 研究部代表

- ① 代表は、各々の研究部を統括し、その研究部の運営を行う。

5. 本部役員

- ① 本部役員は、本部の目的に則って、経済新人会の運営に関して審議をする。
- ② 本部役員は 経済新人会総会指名に基づき、原則として学生会員二年生をこれにあてる。
- ③ 本部役員は、対内・対外両行事に参加する義務を負う。

第二十九条 本部会

上記で定められた本部役員は定例会を行なう。これを「本部会」と称する。

- 1. 本部会は、原則日吉代表の発議によって招集されるが、他の本部役員の発議によっても召集される。
- 2. 本部役員は、本部会に出席する義務を負う。
- 3. 本部会で提議された議案は、出席者が各々議決権を一票有し、原則出席者の過半数をもって決議される。
- 4. 本部会の決定は総会を除き最も優先される。但し、その決定は総会もしくは全会員の2分の1の反対署名によって否決されうる。

第三十条 監査会は以下の役員で構成される。

1.代表 2.副代表 3.会計監査 4.監査委員 5.日吉代表・日吉副代表・本部会計 (第二十八条にて定める)

1. 代表

- ① 代表は、経済新人会を代表し、その全ての責務を負う。
- ② 代表は、原則として学生会員四年生より監査会会員の互選により選出され、経済新人会総会の承認を経てこれにあたる。

- ③ 代表は、総会・監査会・三田会の招集・主催をし、本部会にも出席する義務を負う。
- ④ 代表は、規約・細則改正、本部役員・監査会役員の選挙に関する取り決めに関して、その施行を公示する。

2. 副代表

- ① 副代表は、代表の職務を補佐する。
- ② 副代表は、原則として学生会員四年生より監査会会員の互選により選出され、経済新人会総会の承認を経てこれにあたる。
- ③ 副代表は、代表が何らかの理由で職務を全う出来ない場合には、代表の職務を代行する。

3. 会計監査

- ① 会計監査は、本部において策定された会計業務を監査し、監査会において承認を求めた後、総会において報告する。
- ② 会計監査は、原則として学生会員四年生より監査会会員の互選により選出され、経済新人会総会の承認を経てこれにあたる。

4. 監査委員

- ① 監査委員は、監査会の目的に則って、経済新人会の重要な運営に関して、審議し助言する。
- ② 監査委員は、前年度監査委員が次期三年生より三名以上を選出し、経済新人会総会の承認を経てこれにあたる。
- ③ 代表・副代表・会計監査は原則一名・任期一年とし、監査委員も兼ねる。
- ④ 監査委員の任期は二年とする。
- ⑤ 監査委員は、対内・対外両行事に参加する義務を負う。

第三十一条 監査会議

上記で定められた監査委員は定例会を行う。これを「監査会議」と称する。

- 1. 監査会議は、原則代表の発議によって招集されるが、監査委員・本部役員の発議によっても招集される。
- 2. 監査委員は、監査会議に出席する義務を負う。
- 3. 日吉代表・日吉副代表・本部会計は監査会議に出席し、本部における現状報告をする義務を負う。
- 4. 監査会議で提議された議案は、監査会役員の出席者が各々審査権を一票有し、出席者の過半数をもって決議される。
- 5. 監査会の決定はあくまで助言であり、その決定事項は本部会において出席者の三分の二の反対を以って否決することが出来る。

第三十二条 役員の責務・罷免・代行

- 1. 上記で定められた本部・監査役員の各々の発言・行動は 原則各自の責務に帰結する。
- 2. 上記で定められた本部・監査役員は、その発言・行動が著しく役員として不適格として認められた場合、総会の三分の二以上の不信任投票によって罷免される。
- 3. 不信任案は当会に属する全ての会員が提出する権利を有する。

4. 役員が罷免された場合は、原則総会において新たな役員を選出する。
5. 現役員が退学等の理由により明らかに職務を全う出来なくなり、かつ早期に新役員を必要とし、総会を即座に開催するのが困難な場合は、罷免を待たず本部・監査会の三分の二の賛同を以って、次回総会までの役員代行を選出することが出来る。

【第十章 小委員会】

第三十三条 本部は必要ある時、小委員会を設け適格な会員を小委員会委員長に任命し、委員長は構成員を召集することが出来る。

第三十四条 小委員会は本部の諮問に応じて事案に関しての調査や業務を行い、その報告を文書で本部を提出する。

【第十一章 情報公開】

第三十五条 本部・監査会は、経済新人会会員に積極的に情報を開示する義務を負う。

第三十六条 日吉代表・代表は、それぞれ本部会・監査会議の内容を随時経済新人会の全体メールで報告し、またその内容を各 HP に掲載する義務を負う。

第三十七条 部員、OB の個人情報をむやみに扱うことを禁じる。

【付則】

第三十八条 当規約は西暦 2012 年 9 月 1 日より施行される。

2012/8/4 改正人 若宮 貴子